

## アレルゲンを含む食品に関する表示のうち、 特定原材料に準ずるものとの対象の考え方について

令和 5 年 6 月 14 日

食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議了解

### 1. 制度概要と課題

#### (1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品については、「食品表示法」（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）に基づく「食品表示基準」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号。以下「食品表示基準」という。）において「特定原材料」として規定され、これらを含む加工食品については、食品表示基準の定めるところにより当該特定原材料を含む旨を表示しなければならないこととされており、これに従つた表示がされていない食品の販売をした食品関連事業者等は、対消費者のみならず、事業者間の販売であっても罰則の適用の対象となる。

特定原材料とすべき食品については、概ね 3 年ごとに臨床医等を対象として実施している「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する実態調査」（以下「全国実態調査」という。）の結果等を踏まえ指定することとしているが、罰則の適用を伴う表示義務を課す場合には、その表示の適正性を確保するため、当局として監視可能性を確保できていることが必要となることから、特定原材料の指定に当たっては、公定検査法が確立されていることを前提としている。

令和 5 年 4 月時点で、特定原材料は 8 品目が指定されている（このうち、令和 5 年 3 月に改正された食品表示基準において特定原材料とされた「くるみ」については、罰則の適用については、令和 7 年 3 月末まで経過措置が設けられている。）。

#### (2) 特定原材料に準ずるもの

他方、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると症例数等が少ないものについては、「食品表示基

準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）により「特定原材料に準ずるもの」と規定し、この食品を原材料として含む加工食品について、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう食品関連事業者等に推奨している。

「特定原材料に準ずるもの」の表示については、罰則の適用の対象ではないものの、一定の食品関連事業者等が対応するなど任意の取組として定着している。

「特定原材料に準ずるもの」は、令和 5 年 4 月現在、20 品目を対象としているが、「症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられる」との趣旨を踏まえると、対象とし続ける必要性が薄れていると考えらえる品目がある一方、食品関連事業者等の任意の取組として対象品目に追加すべき品目もあると考えられる。

このため、「特定原材料に準ずるもの」について、全国実態調査の結果を踏まえて、食品関連事業者等の任意の取組を推奨する品目をできるだけ機動的に対象とする一方で、存置する必要性のない品目は削除するという追加・削除の考え方を整理し、食品関連事業者等及び消費者双方にとって予見性の高い仕組みにしていく必要がある。

## 2. 対象品目の追加・削除の基本的な考え方

消費者庁における全国実態調査において、即時型症例を呈する品目数は、過去 4 回いずれも 100 を超え\*、令和 3 年度では 124 品目あり、表示する必要性が必ずしも高くない品目を表示することは、表示する必要性が高い品目の消費者への伝達効果が損なわれてしまうことが懸念される。※平成 24 年：134、平成 27 年：113、平成 30 年：114、令和 3 年：124

義務表示事項である特定原材料については、全国実態調査における①症例数や症例数に占める割合、②症状の重篤度や③症例数増加の継続性等を勘案して、表示する必要性の高いものを指定することとしているが、その表示の適正性を確保するため、当局として監視可能性を確保できていることが必要となることから、対象とする際には公定検査法の確立の目途が立っている必要がある。

公定検査法の確立までには一定の期間を要することから、全国実態調査を踏まえれば、任意の表示ルールであっても、表示対象にする必要が

ある品目においては、できるだけ機動的に表示対象とすることが望ましい。

他方、

- ・「特定原材料に準ずるもの」は、将来的に特定原材料に移行する可能性が高い品目に限定し、食品関連事業者等による対応の予見性を高めるとの観点から対象品目を選定することが適当であること、
- ・表示の必要性が必ずしも高くなく、特定原材料に移行する可能性のない品目を存置すると、表示対象品目数が累積し、消費者に対する訴求力をかえって減退させるおそれがあること、
- ・徒に対象品目を増やすことによって、食品関連事業者等の対応が困難となり任意の表示ルールの実効性が減退するおそれがあることから、全国実態調査の結果を踏まえ、必要性が薄れてきた品目は対象から削除することとする。その際、これまで表示対象としてきた効果によりアレルギー患者等が当該食品の消費を忌避し、症例数が抑えられている可能性があることも考慮し、削除に当たっては、追加する場合よりもより慎重に行うこととする。

## ① 対象品目として追加する際の考慮事項

以下のいずれかに該当する品目を、流通実態等を加味しながら追加対象品目の候補とする。

- イ 直近2回の全国実態調査の結果において、即時型症例数で上位20品目に入っているもの。
- ロ 直近2回の全国実態調査の結果において、ショック症例数で上位10品目に入っており、重篤度等の観点から別途検討が必要なもの。

## ② 対象品目から削除する際の考慮事項

以下のいずれにも該当する品目を削除対象品目の候補とする。

- イ 直近4回の全国実態調査の結果において、即時型症例数で上位20品目に入っていないもの。
- ロ 直近4回の全国実態調査の結果において、ショック症例数が極めて少数であること。

### ③ 表示対象品目数の総数の目安

「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」の対象品目は、これまでの全国実態調査の結果において上位 20 品目以内に入る品目となっており、これら品目による症例数は症例数全体の概ね 9 割以上をカバーしていることから、「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の 28 品目数を目安とする。

<参考>令和 3 年度全国実態調査の調査結果における参考値

- ・上位 20 品目の全症例数に占める割合：93.8%
- ・対象品目 28 品目の全症例数に占める割合：93.4%

以上

(参考) 食物アレルギー表示に関するアドバイザーハイ会議 構成員名簿

	あきやま ひろし 穂山 浩	星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室 教授
	あだち れいこ 安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所生化学部 第三室長
	いとう こうめい 伊藤 浩明	あいち小児保健医療総合センター センター長
	いまい たかのり 今井 孝成	昭和大学医学部小児科学講座 教授
◎	えびさわ もとひろ 海老澤 元宏	独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター 臨床研究センター センター長
	こんどう やすと 近藤 康人	藤田医科大学ばんたね病院小児科 教授
	さとう さくら 佐藤 さくら	独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター アレルギー性疾患研究部 部長
	たかまつ のぶえ 高松 伸枝	別府大学食物栄養科学部 教授
	まるやま のぶゆき 丸山 伸之	京都大学農学研究科 教授

(◎座長、五十音順、敬称略。肩書は令和5年5月16日現在)